

あなたの暮らしのパートナー **ぶぎん税務相談室****第1回 教育資金の贈与について**

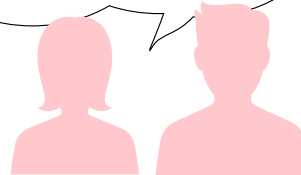
今年、私の子供が大学に入学し、一人暮らしを始めました。田舎に住む私の母から子供に生活費として500万円の送金がありました。

110万円を超える財産をもらうと贈与税がかかるかと聞いていますが、生活費としてもらった場合でも贈与税がかかるのでしょうか？

皆様 こんにちは。

私たちがお客様や各支店の方から頂いた質問の中から、皆様にも参考になりそうな事例を毎号ご紹介することになりました。

どうぞ一読ください。



ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

**杉山 秀夫** (関東信越税理士会大宮支部)

**大井賀津子** (関東信越税理士会川越支部)



個人から1年間(1/1～12/31)にもらった財産の合計額が110万円を超えた場合は贈与税が課税されます。

ただし、夫婦や親子などの扶養義務者間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものには贈与税が課税されません。

ここでいう「生活費や教育費に充てるための贈与」で「通常必要と認められるもの」とは、日常の衣食住や治療・養育に必要な費用などの生活費、義務教育以外の教育も含めた教育費に使うため、その必要な都度贈与されたものであり、実際の生活費や教育費に直接充てられるものとされています。

したがって、ご質問の場合は、一括で贈与をされているので贈与が課税されます。

しかし、この一括贈与の場合の特例があります。概要は次のとおりです。

①平成31年3月31日までの間に、30歳未満の孫などが、教育資金に充てるため、銀行等との「教育資金管理契約」に基づき、祖父母

など(直系尊属)から金銭等の贈与等を受け、銀行等に預け入れをした場合などには、贈与を受ける孫などごとに1,500万円まで非課税となります。

②孫などが30歳に達した場合などには、「教育資金管理契約」は終了し、非課税とされた金額から教育資金として支出した金額を控除した残額がある場合には、教育資金管理契約の終了の日とその残額の贈与があったこととされ贈与税の対象になります。

③この特例の適用を受けるためには、教育資金管理契約の際に「教育資金非課税申告書」を銀行等を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。また、銀行等から金銭等払出しや教育資金の支払いを行った場合には、教育資金の支払に充てた領収書などを一定の期限までに銀行等へ提出する必要があります。

ご関心を持たれた方は、どうぞ武蔵野銀行の窓口へお尋ねください。